協議の場の公表(案)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浪江町長 吉田 栄光

| | | X(=1)X |
|-------------------|---------|----------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | | 浪江町 |
| | | (7547) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | | 北棚塩 |
| | | (大字棚塩北部と大字幾世橋の一部を含む) |
| や業の紅甲を取 り | まとめた年月日 | 令和 年 月 日 |
| 加哉の和未ぞ取り | | (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - ・個人で再開する農家はいるものの、地域全農地を対応できない。
 - ・担い手の高齢化・担い手不足が現実的な課題であり、営農再開したいが避難先からの通い農業とならざるを 得ない。

【地域の基礎データ】

担い手農業者:5個人、団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体

|主な作物:水稲、大豆、野菜、イチジクなど

- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・北棚塩地区は、避難中のような荒廃した農地には戻してはならないという先輩方の努力によりパイプライン及びほ場整備が完了しており、素晴らしい農業基盤が出来ている。
 - ・地域全体で復興した北棚塩地区を見せていくのが現世代の役割であり、この整った農村環境を守り次世代へ引継いでいく。

【北棚塩地区のスローガン】

守ろう農地を、次世代のために!!

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

| _ | | |
|------------|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | | 77.1 ha |
| | うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 24.6 ha |
| | (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

- (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)
 - ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。
 - 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

| 3 | 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 | | | | | |
|-----------------|---|--|--|--|--|--|
| | (1)農用地の集積、集約化の方針 | | | | | |
| | 営農拡大意向のある担い手農業者を中心にゾーニングを図りながら集積しつつ、将来を見据えた効率的な農地の活用を考慮して集約を実現していく。 | | | | | |
| | (2)農地中間管理機構の活用方針 | | | | | |
| | 地域計画に定めた10年後の地域の農業や在り方を実現していくため、安定した長期の借入を目的として地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付けを行う。 | | | | | |
| (3)基盤整備事業への取組方針 | | | | | | |
| | 担い手農業者のニーズを踏まえ、営農しやすい農地にしていくため、簡易的な手法といえる農用地の大区画化 (畦畔の除去)等の基盤整備事業を実施する。 | | | | | |
| | (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 | | | | | |
| | 浪江町・浪江町農業委員会・福島経営・就農支援センター・相双農林事務所双葉農業普及所・JA福島さら島県相双復興推進機構・福島県農業振興公社等の関係機関が連携し、町内外からの多様な経営体の参入あたり、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 | | | | | |
| | (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 | | | | | |
| | 必要に応じて農作業委託を活用 | | | | | |
| | 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) | | | | | |
| | □ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等 | | | | | |
| | □ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他 | | | | | |
| | 【選択した上記の取組方針】 | | | | | |
| | ①イノシシ被害が拡大しないよう耕作するほ場に適した防護柵を設置するとともに、目撃情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。宅地周りにある果樹・樹木に関しては、イノシシ等が寄り付いてしまわないように町の事業を活用して伐採対応した。 ⑩担い手が未定の農地については、地域計画だより等を農地所有者へ発送し、所有農地の適切な維持管理を周知していく。 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |